

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間

※オレンジリボンは、子どもの虐待をなくすことを呼び掛ける市民運動のシンボルマークです。

児童虐待は、特別な家庭に起こっていることではありません。育児の孤立やストレスなどを背景に、どこでも誰にでも起こり得る、社会全体で解決すべき課題です。

子どもの命を守り、成長を支えるため、私たちにできることを考えてみませんか。

問い合わせ先　子育て支援課こども相談担当　☎(584)1015　F(501)0051　ID1007343

児童虐待とは

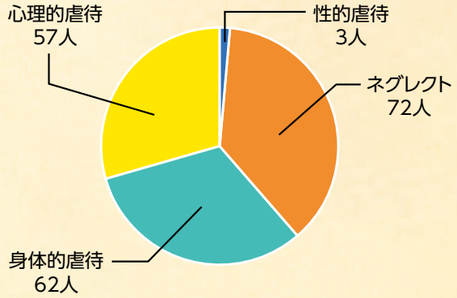


保護者が子どもの心と身体に加える有害行為で、重大な人権侵害です。

▶ネグレクト(育児放棄)　▶身体的虐待　▶心理的虐待　▶性的虐待

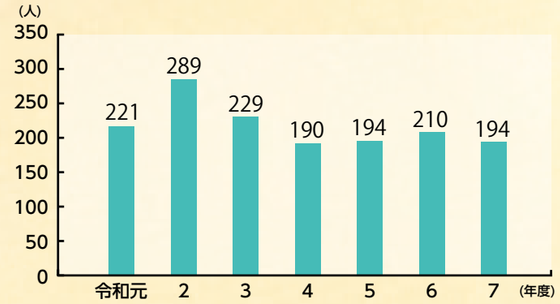
市の現状

虐待の行為別(令和7年度)



令和7年度に市が対応した、虐待を受けた子どもの数は、194人です。

虐待件数の推移



コロナ禍の令和2年度に過去最多289件を記録した後、毎年200件前後で高止まりしており、多くの家庭が支援を必要としています。

夫婦げんかは子どもを深く傷つける



配偶者や家族に対する暴力や暴言を子どもに見聞きさせることは「面前DV」と呼ばれ、子どもへの心理的虐待に当たります。

「直接子どもに手を出していない」「ただの夫婦げんかと思っていても、大好きな家族が激しく争う姿は、子どもに強い恐怖や不安を与え、心身の発達に悪影響を及ぼします。

家族間で意見がぶつかるときは、子どものいない場所で話す、第三者を交えるなど、子どもが安心して過ごせる環境づくりを心掛けましょう。

イライラと向き合うヒント

子どもが言うことを聞かずイライラしてしまうのは、保護者として一生懸命に向き合っているからこそです。
そんなときは、次のポイントを思い出してみてください。

「イヤ!」は成長の証し

子どもに「イヤ!」と言われると戸惑いますが、これは自我が芽生えた成長の証しです。「わがままな子になっては困る」と指示的に対応するのではなく、「どうしたらいいかな?」と一緒に考えるなど、大らかに構えてみましょう。



自分を落ち着かせる方法を探す

子どもがかんしゃくを起こしたとき、誰でもイライラしがちです。そんなときは、深呼吸する、安全を確認した上で少し距離を取るなど、自分なりのクールダウンの方法を見つけましょう。



恐怖心でコントロールしない

保護者に恐怖心を持った子どもは、親の顔色を見て行動するようになり、本当に困ったときに心配事を打ち明けられなくなります。それが、将来いじめや非行など、より大きな問題につながることもあります。



一人で悩まず相談を



話を聞いてほしいと感じたときは、一人で悩まず気軽に相談してください。
誰かと話すことで、安心したり、気分転換できたりします。詳しくは、市ウェブサイトを見てください。

●子育て仲間と話をしたいとき

▷須玖・光町・毛勝・白水児童センター(ID1004146)
▷保育所(園)(ID1004143)・幼稚園(ID1004144)のおさそい行事
▷地域の子育てサロン(ID1001594)

●相談したいとき

▷市こども家庭センター(ID1001080)
☎(584)1015(相談専用)
F(501)0051
▷主任児童委員、民生委員・児童委員(ID1001102)

地域の目が虐待から子どもを守る

子育てを見守る

気になる子どもや保護者を見掛けたら、温かい声掛けをお願いします。ちょっとした一言が心の支えになることもあります。子育てに優しいまちを、地域全体でつくりましょう。

虐待かも?と思ったら迷わず通告

虐待が疑われる子どもを発見したときは、発見者に通告義務があります。通告者の情報が保護者に伝わることはなく、実際は虐待でなかったとしても、通告者が責任を問われることはありません。通告は匿名で行うことも可能です。

子どもを守るために、迷わず通告してください。

●通告先　福岡児童相談所
☎189(いちはやく)
☎0120(189)783(フリーダイヤル)



☎電話番号　F ファクス番号　✉メールアドレス　ID市ウェブサイトページID